

【患者さまへ大切なお知らせ】

令和8年6月1日からの 診療報酬改定に伴う掲示事項

当院では、国の定める診療報酬改定に基づき、
以下の項目について施設基準の届出を行い、適切な算定を実施いたします。

主要な改定・算定項目一覧



外来感染対策 向上加算

感染症への受入体制公表や動線分離など、安心な外来診療体制を構築するものです。



発熱患者等 対応加算

受診歴の有無に関わらず、発熱患者さまに対して適切な感染予防策のもと行う診療を評価します。



連携強化加算

有事における迅速な対応を目的に、地域の保健所や基幹病院等と平時より構築している連携体制を評価します。



電子的診療情報 連携体制整備加算

マイナ保険証や電子処方箋の活用により、他院での処方や健診情報を診療に活かす先進的な体制を評価します。



外来・在宅ベースアップ 評価料 (1)

急激な物価高騰の中、安定した医療提供を維持するために医療現場のスタッフの賃上げを行う特例措置です。

外来感染対策向上加算 および発熱患者等対応加算

安心・安全な発熱外来体制の維持と公表について

外来感染対策・発熱受入について

受診歴を問わない感染対策体制

当院では、国の進める感染症予防対策の施設基準を満たし、組織的な院内感染防止体制を確立しております。

① 当院は、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせる症状のある患者さまの受け入れを行う体制を整えております。

※一般の患者さまと感染症の疑いがある患者さまの、待合スペースや移動動線を分けることで、すべての方が安心して受診できるよう対策を講じています。

📌 主な取り組みと算定要件

- **【外来感染対策向上加算（月1回・6点）】** 専任の院内感染管理者によるマニュアル整備、全職員向け感染症研修の実施等の体制を評価するものです。
- **【発熱患者等対応加算（月1回・20点）】** 上記体制下において、発熱など感染症が疑われる患者さまに対し、動線分離などの個別対策を施して適切な診療を行った際に算定いたします。

連携強化加算

地域全体で取り組む強固な感染症連携対策

連携強化加算について

地域連携による迅速な有事対応

新興感染症の発生時などにおいて、地域全体で混乱なく迅速かつ適切な医療活動を行えるよう、当院では平時より行政や近隣医療機関との緊密な連携体制を整備しています。

この地域連携体制を維持・評価するための施設基準として「連携強化加算」を届け出ており、外来感染対策向上加算に上乗せして算定いたします。

品 具体的な地域連携の取り組み

- 管轄の保健所や、第二種協定指定医療機関（地域の基幹病院等）との間における有事の受け入れ体制等に関する協議の実施。
- 医師会等を通じて、地域一体となった感染情報の速やかな共有と対策。
- 新興感染症等を想定した共同の感染症対策訓練への継続的な参加。

電子的診療情報連携体制整備加算

デジタル技術の活用による、より安全な医療の提供

デジタル医療体制の整備について

質の高い医療情報の共有と活用

当院では、国の進める「医療DX」を推進し、患者さまの診療・健康情報を他の医療機関や薬局とデジタル技術を用いて安全に連携・共有する体制を導入しております。

これに伴い、最新の正確なデータに基づいた良質な医療を提供するための評価として、初診時に限り「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定いたします。

整備している設備・連携システム

- **オンライン資格確認システム**の導入、およびマイナ保険証を活用した正確な保険情報の取得。
- **電子処方箋**の交付体制整備による薬局とのスムーズなデータ連携。
- **電子カルテ情報共有サービス**を活用した、他院での過去の処方履歴や特定健診結果のリアルタイムな把握と活用。

※お薬の重複処方や飲み合わせの危険性を防ぎ、安全性を高めることができます。

外来・在宅ベースアップ評価料（1）

物価高騰に対応する、持続可能な地域医療の守り手として

医療従事者の処遇改善について

物価対応料を含む処遇改善（賃上げ）

近年の急激な物価高騰（光熱費や医療用消耗品等の価格上昇）が続く厳しい状況下におきましても、地域に根ざした質の高い医療サービスを継続的かつ安定して提供していく必要があります。

そのためには、最前線で働く医療現場のスタッフの雇用確保と処遇改善（賃上げ）が不可欠であり、国の診療報酬改定指針に基づき、「外来・在宅ベースアップ評価料（1）」を算定いたします。

皆さまのご理解とご協力のお願い

この評価料による診療報酬収益は、全額が当院に勤務する看護職員、医療事務員、およびその他コメディカルスタッフの賃金引き上げ（ベースアップ）の原資として確実に充当されます。

将来にわたり安心できる医療提供体制を維持するための特例措置でございます。何卒その趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

算定項目と点数一覧（令和8年6月改定）

算定項目名	診療報酬点数	算定頻度・適用条件
外来感染対策向上加算	6点	初診または再診時に、月1回に限り算定
発熱患者等対応加算	20点	発熱等で受診し、動線分離等の対策を実施して診療（月1回）
連携強化加算	3点	外来感染対策向上加算に上乗せして算定
電子的診療情報連携体制整備加算	3点	初診時に、月1回に限り算定
外来・在宅ベースアップ評価料（1）	初診：6点／再診：2点	受診の都度、それぞれ算定

※実際の窓口でのお支払額は、上記の点数に患者さまの負担割合（1割～3割）を乗じた金額となります。

※その他、今回の基本診療料改定（物価対応料を含む）に基づき、通常の再診料等に一部改定がございます。

ご理解とご協力の お願い

当院は、今後とも地域のみなさまに寄り添い、
安全でより質の高い先進的な医療を提供できるよう誠心誠意努めてまいります。

制度や算定点数についてご不明な点がございましたら、窓口までお気軽にお尋ねください。

令和8年6月1日 院長